

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢の引下げについて

2022年1月18日

平成30年（2018年）6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立し、同6月20日、公布（平成30年法律第59号）されました。

同法律の附則第15条第2号において、有効期間が10年のパスポートを取得できる年齢を現行の20歳以上から18歳以上に変更する旅券法の一部改正が行われました。

これにより、2022年4月1日以降、18歳以上の方に対しまして、有効期間が10年の旅券の申請が可能になりますと共に、旅券の発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も20歳から18歳に引き下げられることとなります。

以上